

平成23年6月13日

監査報告書

独立行政法人国立印刷局

理事長 南木 通 殿

独立行政法人国立印刷局

監事 高橋 静雄 (印)

監事 櫻井 博之 (印)

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22事業年度の財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、監査を実施しました。監事の意見は、下記のとおりです。

記

1 監査方法の概要

理事会その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、さらに、各所管部門から業務処理の状況を聴取するとともに、資料の提出を求め、業務の状況を把握しました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、独立行政法人国立印刷局の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 独立行政法人国立印刷局の業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。

以上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当局が財務諸表に添付する形で別途保管している。